新しい住居表示のおしらせ

「第24次住居表示整備事業」

平成28年8月8日から

住所の表し方が変わります



会津若松市PRキャラクター

AizuwakamatsuCity

会津若松市

- も く じ -

1.	はじめに ······P 1
2.	住居表示とは
3.	住居表示が実施されると P 2 ~ P 3
4 .	新しい住所は、このような方法で決まります $P 3 \sim P 4$
	(1)街区符号
	(2)住居番号
5.	住居表示変更通知書
6.	本籍更正通知書 ····································
7.	住居表示変更証明書 P 7
8.	住居表示実施に伴う住所の変更について
	◇自動的に書き換えられるもの◇
	●市役所で自動的に書き換えられる主なもの P8~9
	●法務局で自動的に書き換えられるものP 9
	●年金事務所で自動的に書き換えられるもの P 9
	●NTTで自動的に書き換えられるものP9
	●若松ガスで自動的に書き換えられるもの P 1 0
	◇ご自分で住所変更手続きをしていただくもの◇
	●平成28年8月8日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただく主なもの
	「会津若松市役所」、「会津図書館」 $P10 \sim 11$
	「年金」、「電気」、「自動車運転免許証」P 1 2
	「自動車・軽自動車・二輪車の車検証」、「パスポート」、「その他」 P13
	●平成28年9月8日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただくもの
	「不動産(土地・建物)」P14~P17
9.	町名表示板、住居番号表示板の取付け ······ P 1 8
10.	新築・改築をした場合は「住居番号付番届」が必要になります P 1 9
11.	住民の皆様へお届けするもの P 1 9



【住居表示に関するお問い合わせ先】

会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所 市民課 総務グループ 電話 0242-39-1229 (直通)